

令和6年度 第1回 山形県熱中症対策調整会議

日時：令和6年4月24日（水）午後2時30分から

場所：県庁3階 災害対策室

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 協 議

(1) 熱中症対策に係る庁内体制について

(2) 熱中症対策に係る令和6年度の主な取組みについて

① 児童養護施設の熱中症対策に係る支援

② 小中学生の通学時の安全対策等に係る支援

③ 熱中症予防の注意喚起

④ 指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)に係る支援

⑤ その他

4 その他

5 閉会

令和6年度第1回熱中症対策調整会議 出席者名簿

所 属	職 名	氏 名
環境エネルギー部	次長	遠藤 和之
総務部人事課	課長	岩瀬 一
総務部高等教育政策・学事文書課	課長補佐	高橋 基之
みらい企画創造部企画調整課	課長	大内 皓介
防災くらし安心部防災危機管理課	課長	岩月 広太郎
防災くらし安心部消防救急課	課長	安達 将吾
環境エネルギー部環境企画課	課長	吉田 正幸
しあわせ子育て応援部しあわせ子育て政策課	課長	保科 孝宏
健康福祉部健康福祉企画課	課長	音山 優子
健康福祉部がん対策・健康長寿日本一推進課	課長	川井 良子
産業労働部産業創造振興課	課長	安藤 詠子
観光文化スポーツ部観光交流拡大課	課長補佐	鈴木 健治
観光文化スポーツ部スポーツ振興課	課長補佐	永井 彰
農林水産部農政企画課	課長	鈴木 陽
県土整備部管理課	課長	浅沼 道生
会計課	課長	村上 裕樹
教育局教育政策課	課長	安達 晃司
教育局学校体育保健課	課長	村上 周市
企業局総務企画課	課長	牧野 義幸
警察本部警務部厚生課	課長	宮崎 善之

オンライン

村山総合支庁総務企画部総務課	防災安全室長補佐	吉田 桂司
最上総合支庁総務企画部総務課	課長	荒木 國昭
置賜総合支庁総務企画部総務課	課長	伊藤 裕之
庄内総合支庁総務企画部総務課	防災安全室長	高橋 耕平

計24名

環境エネルギー部環境企画課 (事務局)	課長補佐	結城 亮平
	主事	佐藤 敏貴
	主事	伊藤 雅広

計3名

熱中症対策に係る庁内体制について

1. 改正気候変動適応法の概要

熱中症対策の強化を目的に気候変動適応法が改正され、令和6年4月1日付で全面施行された。

(1) 政府の「熱中症対策実行計画」の策定 (R5. 5. 30 閣議決定)

法改正により法定の閣議決定計画に位置付け

- 関係府省庁間の連携を強化し、これまで以上に総合的かつ計画的に政府一体となった熱中症対策を推進
- 地方公共団体の基本的役割も明記

県	<ul style="list-style-type: none"> 熱中症対策のための庁内体制整備 市町村が行う熱中症対策に関する事務又は業務の実施を助け、広域的な熱中症対策を推進
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 熱中症対策のための庁内体制整備 区域の自然的社会的条件に応じ、自主的かつ主体的に対策を推進 地域における事業者、住民等の多様な関係者に熱中症に対する理解醸成 それぞれの主体による熱中症予防行動の促進

(2) 熱中症特別警戒情報の創設等 (R6. 4. 24 から運用開始)

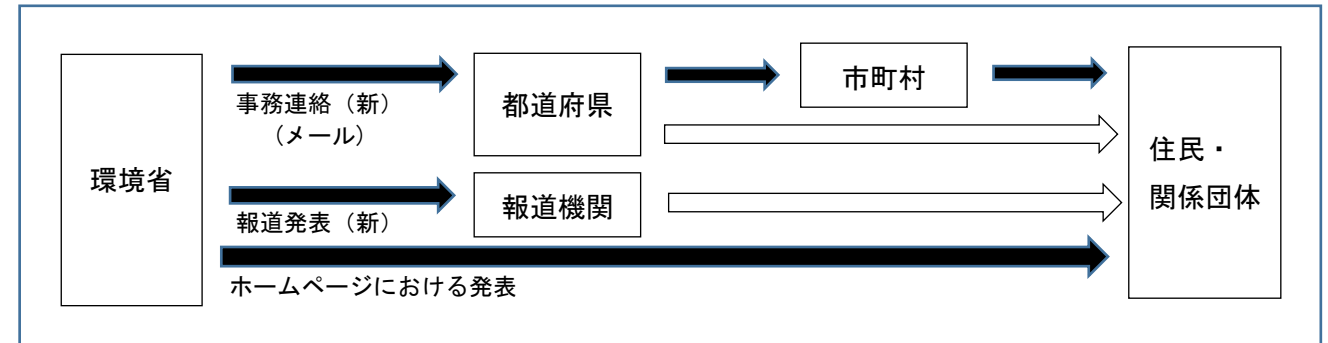
- ・ 現行の熱中症警戒アラートを「熱中症警戒情報」として法に位置づけ
- ・ さらに一段上の「熱中症特別警戒情報 (熱中症特別警戒アラート)」を創設 (新規)

	熱中症特別警戒情報 (熱中症特別警戒アラート)	熱中症警戒情報 (熱中症警戒アラート)
位置づけ	個々人が最大限の予防行動を実践できるよう国、地方公共団体等、 <u>全ての主体</u> で支援	熱中症の危険性に対する <u>気づき</u> を促す
発表基準	都道府県内において、 <u>全ての暑さ指数</u> 情報提供地点*で翌日の日最高暑さ指数(WBGT)が <u>35</u> に達する場合 ※本県：20か所	府県予報区等*内において、 <u>いずれかの暑さ指数</u> 情報提供地点における、翌日・当日の日最高暑さ指数(WBGT)が <u>33</u> に達する場合 ※北海道と沖縄県以外は各都府県単位
発表時間	原則、前日の10時時点における翌日の予測値で判断し、 <u>前日14時</u> に発表	原則、 <u>前日17時及び当日5時</u> 時点における予測値を基に発表
地域単位	都道府県単位	府県予報区等

➢ これまで熱中症特別警戒情報の発表基準に該当する例は、全国で1例もない。

【熱中症特別警戒情報 (熱中症特別警戒アラート) の主な伝達経路】

都道府県は環境省からの通知を受け、市町村に伝達する義務が発生



- ・ 黒矢印 ➡ : 法律に基づく情報の流れ
- ・ 上記のほか、気象庁から都道府県、報道機関を通じて呼びかけを実施 (法に基づかない対応)

【熱中症警戒情報 (熱中症警戒アラート) の主な伝達経路】



- ・ 黒矢印 ➡ : 法律に基づく情報の流れ
- ・ 上記のほか、気象庁から都道府県、報道機関を通じて呼びかけを実施 (法に基づかない対応)

(3) 指定暑熱避難施設 (クーリングシェルター) 制度の創設

- ・ 市町村長が、適切な冷房設備を有し、受入可能とする人数に応じた空間が適切に確保されている施設 (公民館、図書館、ショッピングセンター等) を指定暑熱避難施設として指定し公表
 - 市町村長は、あらかじめ指定暑熱避難施設の名称、所在地、開放可能日及び時間帯、受入可能人数を公表しなければならない。
 - 指定暑熱避難施設の管理者は、熱中症特別警戒情報が発表されたときは、公表している開放可能日及び時間帯において一般に開放しなければならない。



冷水・お茶の提供 (東京都新宿区)



のぼり旗設置等による周知 (埼玉県熊谷市)

(4) 熱中症対策普及団体制度の創設

- ・ 市町村長が、熱中症対策の普及啓発等に取り組む民間団体等を熱中症対策普及団体として指定

2. 熱中症対策のための庁内体制

近年、熱中症による健康被害が急増する等、気候変動問題への対策は待ったなしの状況に至っている。今後も見込まれる酷暑に対し、各部局が連携し的確な熱中症対策を実施するため、知事をトップとする山形県熱中症対策会議を設置する。また、関係部局が連携し総合的かつ計画的に熱中症対策を推進していくため、対策会議の下に山形県熱中症対策調整会議を置く。

1. 山形県熱中症対策会議 ※熱中症特別警戒情報発表時等に開催

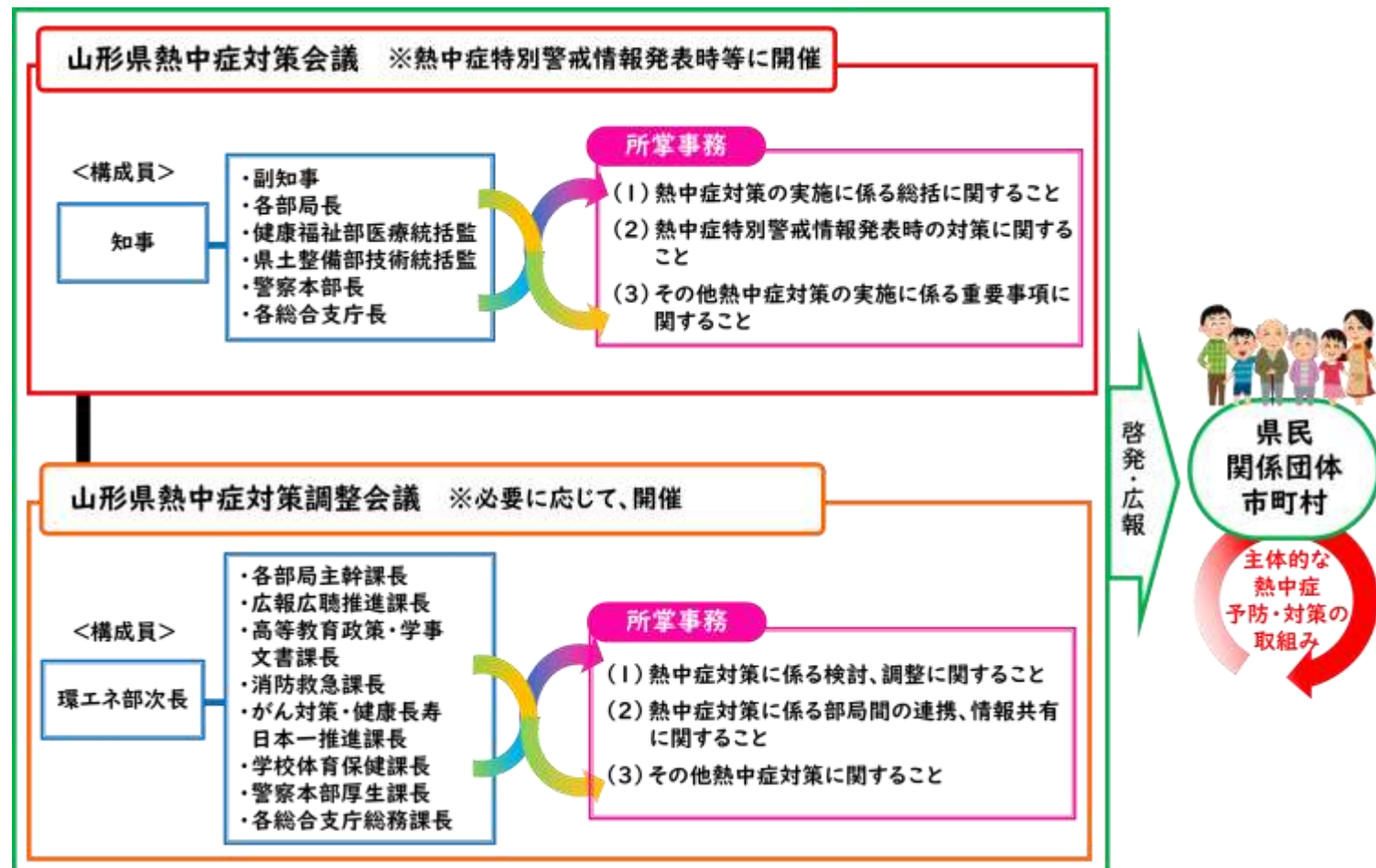
- (1) 構成員：**知事（議長）**、副知事、各部局長、健康福祉部医療統括監、県土整備部技術統括監、警察本部長、各総合支庁長
- (2) 所掌事項：熱中症特別警戒情報発表時の対策等について協議する

2. 山形県熱中症対策調整会議 ※必要に応じて開催

- (1) 構成員：環境エネルギー部次長（議長）、各部局主幹課長、広報広聴推進課長、高等教育政策・学事文書課長、消防救急課長、がん対策・健康長寿日本一推進課長、スポーツ振興課長、学校体育保健課長、警察本部厚生課長、各総合支庁総務課長
- (2) 所掌事項：熱中症対策に係る検討・調整、部局間の連携・情報共有等について協議する

3. 事務局：環境エネルギー部環境企画課

◎ イメージ図



3. 熱中症対策に関する主な取組み

訴求対象	担当部局	取組み
県民全体	健福部	○熱中症予防に係る普及啓発・注意喚起
	環エネ部	○クーリングシェルター制度に係る普及啓発、指定施設WEBマップの作成・公表
	防災部	○救急搬送状況の把握・公表
高齢者・医療・福祉等関係団体	健福部	○高齢者等の熱中症予防に係る注意喚起 ○高齢者・医療・福祉等関係施設における熱中症対策実施の呼びかけ
幼稚園、保育園、学校・特別支援学校等	子育て部	○幼児教育・保育施設、児童養護施設等における熱中症対策実施の呼びかけ
	教育局総務部	○学校・特別支援学校の教育現場・部活動等における熱中症対策の実施、事故防止の徹底
スポーツ団体	観文ス部	○スポーツ団体（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、競技団体）における熱中症対策実施の呼びかけ
商工観光業団体、農林水産業団体、建設業団体等	関係部局	○労働現場、イベント等における熱中症対策実施の呼びかけ
県施設関係	関係部局	○県施設（公の施設、医療・福祉施設、教育施設、県立病院等）での熱中症対策の実施、事故防止の徹底
県主催イベント関係	関係部局	○県主催イベントにおける熱中症対策の実施、事故防止の徹底
市町村	環エネ部	○熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）の伝達（環境省⇒県⇒市町村） ○市町村における庁内体制の整備、クーリングシェルターの指定等の促進
	関係部局	○所管分野における熱中症対策に係る連携（情報共有、協力依頼等）
庁内	環エネ部	○熱中症対策会議、熱中症対策調整会議の設置等による庁内体制の構築

山形県熱中症対策会議設置要綱

(目的)

第1条 近年、熱中症による健康被害が急増する等、気候変動問題への対策は待ったなしの状況に至っている。今後も見込まれる酷暑に対し、各部局が連携し的確な熱中症対策を実施するため、山形県熱中症対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

(対策会議の所掌事項)

第2条 対策会議は次に掲げる事項を協議する。

- (1) 熱中症対策の実施に係る総括に関すること
- (2) 熱中症特別警戒情報発表時の対策に関すること
- (3) その他熱中症対策の実施に係る重要事項に関すること

(対策会議の構成)

第3条 対策会議は別表1に掲げる者で構成する。

- 2 対策会議に議長を置き、山形県知事をもって充てる。
- 3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 対策会議は、本県において熱中症特別警戒情報が発表された場合のほか、議長が特に必要と認めたときに、議長が招集し、開催する。

- 2 議長は、必要に応じ、研究機関や学識経験者等の構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(熱中症対策調整会議の設置)

第5条 関係部局が連携し総合的かつ計画的に熱中症対策を推進していくため、対策会議の下に山形県熱中症対策調整会議（以下「調整会議」という。）を置く。

(調整会議の所掌事項)

第6条 調整会議は次に掲げる事項を協議する。

- (1) 熱中症対策に係る検討、調整に関すること
- (2) 熱中症対策に関する部局間の連携、情報共有に関すること
- (3) その他熱中症対策に関すること

(調整会議の構成)

第7条 調整会議は別表2に掲げる者で構成する。

- 2 調整会議に議長を置き、山形県環境エネルギー部次長をもって充てる。
- 3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(調整会議)

第8条 調整会議は、必要に応じ、議長が招集し、開催する。

- 2 議長は、必要に応じ、研究機関や学識経験者等の構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 対策会議及び調整会議の庶務は、環境エネルギー部環境企画課において処理する。

附 則

この要綱は令和6年4月23日から施行する。

別表1

山形県知事
山形県副知事
総務部長
みらい企画創造部長
防災くらし安心部長
環境エネルギー部長
しあわせ子育て応援部長
健康福祉部長
健康福祉部医療統括監
産業労働部長
観光文化スポーツ部長
農林水産部長
県土整備部長
県土整備部技術統括監
会計管理者
教育長
企業管理者
病院事業管理者
警察本部長
村山総合支庁長
最上総合支庁長
置賜総合支庁長
庄内総合支庁長

別表2

環境エネルギー部次長
総務部人事課長
総務部広報広聴推進課長
総務部高等教育政策・学事文書課長
みらい企画創造部企画調整課長
防災くらし安心部防災危機管理課長
防災くらし安心部消防救急課長
環境エネルギー部環境企画課長
しあわせ子育て応援部しあわせ子育て政策課長
健康福祉部健康福祉企画課長
健康福祉部がん対策・健康長寿日本一推進課長
産業労働部産業創造振興課長
観光文化スポーツ部観光交流拡大課長
観光文化スポーツ部スポーツ振興課長
農林水産部農政企画課長
県土整備部管理課長
会計局会計課長
教育局教育政策課長
教育局学校体育保健課長
企業局総務企画課長
病院事業局県立病院課長
警察本部警務部厚生課長
村山総合支庁総務企画部総務課長
最上総合支庁総務企画部総務課長
置賜総合支庁総務企画部総務課長
庄内総合支庁総務企画部総務課長

目的

- 近年、自然災害の頻発化・激甚化や、熱中症による救急搬送者の増加など、地球温暖化の影響と考えられる様々な被害が生じている。特に令和5年はこれまでにない酷暑となり、県内における熱中症による救急搬送者数は過去最多となった。
- 今後も見込まれる極端な高温発生によるリスクに備えるため、一層の熱中症対策を実施する。



事業内容

① 児童養護施設の熱中症対策に係る支援

(しあわせ子育て応援部)

- ・児童養護施設の体育館への可搬式冷房機器の設置に対する助成

② 小中学生の通学時の安全対策等に係る支援

(教育局)

- ・携帯電話等の購入が困難な生活保護世帯に対する購入援助を行う市町村に対する助成

③ 熱中症予防の注意喚起

(健康福祉部)

- ・熱中症予防啓発チラシ等を作成して、市町村と連携し、回覧板や広報誌等を活用した一層の注意喚起を実施

④ 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）に係る支援

(環境エネルギー部)

- ・市町村が指定する指定暑熱避難施設の位置情報を示すWEBマップの作成

プレスリリース

令和 6 年 4 月 1 2 日
健康福祉部
がん対策・健康長寿日本一推進課

報道機関各位

熱中症への注意喚起について

県内では、週末から週明けにかけて気温が上がり、25℃以上の夏日になる地点が出る
ことが予想されています。乳幼児や高齢者の方を中心に、高い気温に慣れていない中で、
熱中症のリスクが高まることが懸念されます。

県民の皆様には、熱中症を未然に防ぐためにも、日傘や帽子等で日射しを避けるとと
もに、こまめな水分補給を心がけていただくことが重要になります。

報道機関におかれましても、県民の皆様への注意喚起にご協力いただきますようお願い
いたします。

このことについて、本日、山形県のSNSでも県民の皆様に周知します。

山形県ホームページ「熱中症に注意しましょう！」

<https://www.pref.yamagata.jp/090015/kenfuku/kenko/kenko/nettyuusyou27-1.html>

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS



【問い合わせ先】
健康福祉部がん対策・健康長寿日本一推進課
課長補佐 堀米 電話 023-630-3035
〔報道監〕 健康福祉部次長 菅原

熱中症特別警戒情報

[熱中症特別警戒アラート]

熱中症予防情報サイト



熱中症特別警戒アラートとは

- 広域的に過去に例のない危険な暑さ等により、熱中症救急搬送者数の大量発生を招き、医療の提供に支障が生じるようなおそれがある場合に発表されます。
- 具体的には、都道府県内の全ての暑さ指数情報提供地点において暑さ指数35以上となる時などが該当します。



熱中症特別警戒アラート等の色のイメージ

熱中症特別警戒アラート(熱中症特別警戒情報) 発表中

熱中症警戒アラート(熱中症警戒情報) 発表中

暑さ指数31・32に達する地域※

※暑さ指数31以上は、日本気象学会の指針によると、危険とされており、日本スポーツ協会によると、運動は原則中止とされている。

熱中症を予防するために

- 高齢者、乳幼児等の熱中症にかかりやすい方の周りの方は、熱中症にかかりやすい方が室内等のエアコン等により涼しい環境で過ごしているか確認してください。
- 熱中症にかかりやすくない方も、水分補給・塩分補給をしてください。
- 校長や経営者、イベント主催者等の管理者は、全ての方が熱中症対策を徹底できているか確認し、徹底できていない場合は、運動、外出、イベント等の中止、延期、変更(リモートワークへの変更を含む。)等を判断してください。



環境省

熱中症に関する情報

暑さ指数、熱中症警戒アラート、熱中症特別警戒アラート等

暑くなる前に

- 熱中症やその対策等について学ぶ
- 住まいの工夫など（エアコンの試運転）
- 暑さになれて、暑さに強くなる準備（暑熱順化）

暑さ指数を提供している全国約840地点で、
気象情報を基に暑さ指数の予測値を算出

熱中症警戒アラート

前日17時頃に
該当地域に発表

当日5時頃に
該当地域に発表

前日

3:00

6:00

9:00

12:00

15:00

18:00

21:00

0:00

当日

3:00

6:00

9:00

12:00

15:00

18:00

21:00

熱中症特別警戒アラート

前日14時頃に
該当地域自治体に発表

当日0:00~23:59まで

■発表時

- ・熱中症予防行動の徹底
- ・家族や周囲の人々による見守り、声かけ等の共助等と公的な支援である共助も活用
- ・運動、外出、イベント等の中止や延期を検討推奨

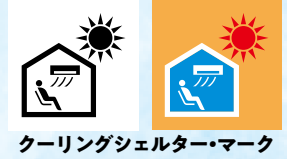
共通する当日までの準備・確認事項

- ・涼しく過ごせる環境の確保
- ・水分、塩分補給の準備
- ・高齢者、乳幼児等熱中症にかかりやすい方への準備を確認
- ・翌日の運動、外出、イベント等の中止や延期を判断

※熱中症特別警戒アラート及び熱中症警戒アラートの発表後の取り消し、また解除の案内はございません

指定暑熱避難施設

クーリングシェルター



指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)とは

危険な暑さから避難できる場所として市町村長が指定した施設であり、熱中症特別警戒アラートの発表期間中、一般に開放されます。

クーリングシェルターの場所、開放時間等の詳細については、市町村が公表している情報をご確認ください。



熱中症対策

熱中症対策としては、涼しい環境への避難が大切なため、事前に市町村が指定を行っているクーリングシェルターが指定の時間開放されます。自宅にエアコンがある場合等、涼しい環境が確保できる際には、クーリングシェルターへの移動は必須ではありません。

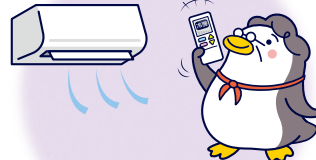
熱中症予防行動



熱中症警戒アラートをチェック!



見守り・声かけ!



適切にエアコンを使おう!



こまめに水分・塩分を補給!

暑さ指数とは

暑さ指数（WBGT（湿球黒球温度）：Wet Bulb Globe Temperature）は、熱中症を予防することを目的として 1954 年にアメリカで提案された指標です。単位は気温と同じ摂氏度（℃）で示されますが、その値は気温とは異なります。暑さ指数（WBGT）は人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい①気温、②湿度、③日射・輻射（ふくしゃ）など周辺の熱環境の3つを取り入れた指標です。

$$\text{暑さ指数 (WBGT)} = 1 \text{ 乾球温度 (気温)} : 7 \text{ 湿球温度} : 2 \text{ 黒球温度}$$

熱中症特別警戒アラートとは

広域的に過去に例のない危険な暑さ等により、熱中症救急搬送者数の大量発生を招き、医療の提供に支障が生じるようなおそれがある場合に発表されます。都道府県内の全暑さ指数情報提供地点で暑さ指数 35 以上となることが予測されます。